

板橋区特別養護老人ホーム入所指針

1 目的

この指針は、板橋区における特別養護老人ホーム（地域密着型特別養護老人ホームを含む。以下「施設」という。）への入所の必要性が高い入所希望者が優先的に入所できるようにするため、板橋区と施設が協議し、入所基準及び施設入所に関する手続きを明示したものである。これによって、入所決定過程の透明性と公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所の対象者

- (1) 要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者。
- (2) 要介護1・2と認定され、下記の特例基準のいずれかに該当し、かつ居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある者。
 - ア 認知症である者で、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
 - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
 - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

3 入所の申込み及び申込み事項の変更の届け出

- (1) 入所の申込みは、入所希望者または入所希望者の家族若しくは成年後見人等（以下「申込者」という。）が、特別養護老人ホーム入所申込書（別紙1。以下「申込書」という。）に、介護保険被保険者証の写しを添付して、直接入所を希望する施設に申し込む。
- (2) 2(2)に規定する者のうち、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月22日付42民児精発第58号)第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、申込時に、施設に対し、当該手帳を提示しなければならない。
- (3) 施設は、申込者に対して入所指針、入所基準及び入所決定の手続き等について十分に説明しなければならない。
- (4) 施設は、申込書を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理しなければならない。
- (5) 申込者は、3(1)の申込書の記載事項について、申込時点から変更があった場合は、申込書によりその現況を届け出るものとする。

- (6) 申込書の有効期限は、施設が申込書を受領した日の翌年末までとする。有効期限経過後も継続して入所を希望する場合、申込者は有効期限の同年10月1日から12月31日までの期間に申込書を提出して再申請しなければならない。

4 入所希望者名簿の作成

(1) 第一次評価

施設は、申込書の内容に基づき、板橋区特別養護老人ホーム入所基準（別紙3）に照らし各入所希望者について配点を行う。

(2) 第二次評価

施設は、第一次評価された入所希望者について、各施設における優先順位付けを行うための第二次評価を実施し、入所希望者名簿を作成する。

- (3) 入所希望者名簿の有効期間は、3(6)による有効期限までとし、各名簿登載者に関しては7による取下げの事由が生じない限り有効とする。

5 入所の決定にかかる審査

- (1) 施設は、入所の決定にかかる事務を行うために、合議制の委員会（以下「入所検討委員会」という。）を設置しなければならない。

- (2) 入所検討委員会は施設の管理者（以下「施設長」という。）、生活相談員、介護職員、看護職員及び介護支援専門員のほか、第三者（地域の福祉関係者等）の委員等によって構成するものとする。

- (3) 入所検討委員会は、施設長が召集し、原則として最低年に2回以上開催するものとする。

- (4) 入所検討委員会は、入所希望者名簿の順位に基づいて、優先度を判定する第二次評価の基準や判定結果についての審査を行うものとする。

ただし、初回の入所検討委員会は、第二次評価基準に基づく評価による入所希望者名簿の審査を行うものとする。

- (5) 2(2)の特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所が決定されるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町村（特別区を含む。以下「保険者市町村」という。）との間での情報の共有を行うものとする。

ア 施設は入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みにあたって求める。

イ 施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあたって適宜その意見を求める。

ウ イの求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、意見書において、施設に対して適宜意見を表明できる。

エ また、入所検討委員会において、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、保険者市町村が意見を表明することができる。

- (6) 入所検討委員会は、審議の内容を議事録として2年間保存しなければならない。
- (7) 入所検討委員会は、保険者市町村又は都道府県から求めがあったときは、(6)の記録を提出しなければならない。

6 入所者の決定

- (1) 施設長は、4によって作成された入所希望者名簿の上位から、入所検討委員会の審議結果を尊重しつつ施設運営上の個別の事情等を勘案し、入所希望者又はその家族に利用意思を確認した上で施設入所を決定する。
- (2) 施設は、申込者に対する面接調査及び書類審査の結果、3により提出された申込書に記載された内容と著しい相違が判明した場合には、改めて4(1)の入所基準により配点を行うものとする。その結果後位に配することとなったときは、入所希望者名簿に登載された次順位の者を繰り上げて入所させることができる。
- (3) 次に掲げる場合においては、入所検討委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。
 - ア 災害や事件・事故等により緊急に入所を必要としているとき。
 - イ 区で措置した養護老人ホームの入所者が緊急に特別養護老人ホームへの入所が必要になった場合等、区からの要請があったとき。
 - ウ 板橋区から老人福祉法第11条第1項第2号に定める措置委託によるとき。

7 入所申込みの取下げ

- (1) 申込者は、入所希望者が次に掲げる事項のいずれかに該当した時は、3(1)の申込書を提出した施設に特別養護老人ホーム入所申込取下届（別紙2）を提出するものとする。
 - ア 死亡したとき
 - イ 入所の意思がなくなったとき
 - ウ 申込み後に他の特別養護老人ホームに入所したとき
 - エ 介護認定の結果、要介護状態区分が要介護でなくなったとき
- (2) 施設は、取下届を受理した場合は、受付簿にその内容を記載しなければならない。
- (3) 入所希望者が(1)のアからエまでのいずれかに該当していることが明らかになった場合、入所申込みの取下げがあったものとみなす。
- (4) 申込書の有効期限が経過しても再度申込書が提出されない場合、又は6により施設から入所の意思確認があったときに申込者の都合により保留の申し出があった場合（入院等特別な事情がある場合を除く）は、当該施設の入所申込みについては取下げがあったものとみなす。

8 第二次評価基準及び判定結果等の説明と申込者へのフォロー

- (1) 施設は、第二次評価の基準、優先度の判定結果及び入所検討委員会等における検討経

過について、申込者から説明を求められた場合には、これに応じるとともに、当該高齢者の支援の観点から相談・助言に努めなければならない。

- (2) 施設は、介護支援専門員、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター等」という。）との関わりを持たない入所希望者について、必要に応じ地域包括支援センター等を紹介し、入所までの在宅生活支援に努めるものとする。

9 成年後見人等の選任

施設は、入所検討委員会の審議を経た入所予定者のうち、成年後見人等が必要と判断される者について、関係機関等と連携のうえ成年後見人等を選任するよう依頼する。

この場合においては、成年後見人等が選任された後に、契約を締結するものとする。

10 個人情報

- (1) 施設及び入所検討委員会は、業務上知り得た入所希望者等に関する一切の個人情報を漏らしてはならない。

なお、その職を退いた後も同様とする。

- (2) 施設は、入所希望者又はその家族の同意に基づき、当該入所希望者が申込みをしている他施設に対し、入所に関する状況及び入所辞退理由について情報を提供できるものとする。

11 適正運用

- (1) 施設は、この基準に基づき適正に入所の決定を行うものとする。

- (2) 板橋区は、この基準の適正な運用について、介護保険法及び老人福祉法に基づき、施設に対し必要な助言を行うことができる。

12 その他

本指針に定めがないものでその取扱いに疑義が生じた場合には、板橋区及び特別養護老人ホーム等関係団体と協議するものとする。

付 則

この入所指針は、平成15年12月1日から施行する。ただし、運用にあたっては平成15年10月1日より開始するものとする。

付 則

別紙1及び別紙2の様式を平成18年9月11日に改正する。ただし、改正前の別紙1の申込書を使用して行なわれた入所申込みも相当規定により行なわれたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

この入所指針を平成26年10月1日に改正する。

付 則

この入所指針を平成27年4月1日に改正する。

付 則

別紙1及び別紙3の様式を平成31年4月1日に改正する。ただし、改正前の別紙1の申込書を使用して行なわれた入所申込みも相当規定により行なわれたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

別紙1の様式を令和元年5月1日に改正する。ただし、改正前の別紙1の申込書を使用して行なわれた入所申込みも相当規定により行なわれたもの及び相当様式によるものとみなす。

付 則

この入所指針を令和3年1月1日に改正する。

付 則

この入所指針、別紙1及び別紙3の様式を令和7年4月1日に改正する。ただし、改正前の別紙1の申込書を使用して行なわれた入所申込みも相当規定により行なわれたもの及び相当様式によるものとみなす。